

【事実確認事項】 令和2年8月21日

もんじゅ、ふげんでは、施設管理の中で、「第8章 施設管理、第103条（施設管理計画）の中で、「構成管理」についての項目（もんじゅの例）がある。

東海再処理では、施設管理については、第183条、第183条の2あたりと思うが、この中でどこが「構成管理」に該当するのか事実確認したい。

【東海再処理施設の記載について】

- 施設管理に係る保安規定の記載は、保安規定の審査に関する考え方により、「原子力事業者検査等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「ガイド」という。）を参考として定めることが規定されている。

- 「構成管理」の内容については、ガイドの「VI. 施設管理、1. 施設管理における各種活動」の要求において、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要であることが記載されている。
また、「VI. 施設管理、4. 施設管理の実施に関する計画」の要求では、原子力施設を構成する設備等の要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、計画の始期及び期間、設計及び工事の計画及び実施等の事項を含めて策定することが要求されている。（添付参照）

- 東海再処理の保安規定において「構成管理」に該当するものは、第183条の2（再処理施設の施設管理実施計画）に定めている。ガイドで要求されている「設備図書」として、設備保全整理表（工事の方法及び時期、点検・検査の方法等を整理した表）を策定し、それに基づき保全活動を実施することを第2項及び第5項に定めている。
設備保全整理表は、設計図書（廃止措置計画含む）に記載している設備名等を記載しており、設計図書との関係は明確である。また、廃止措置計画で要求されている機能、維持期間や更新時期、重要度を踏まえた保全方式等を含めて整理している。
また、要求事項との適合性については、定期事業者検査の結果を踏まえて保全活動の有効性評価を実施し、必要と認める場合には改善を行うことを第6項に定めており、廃止措置の各段階に応じて評価し、設備保全整理表の見直しを適宜行うこととなる。
なお、機構内の各拠点、施設においても、同様の考え方で保全活動を実施することとしており、保安規定において同様の規定を定めている。

- もんじゅ、ふげんにおいても「構成管理」について同様の考え方であるが、実用炉の保安規定の記載を参考に条文を追加している。

「原子力事業者検査等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」

○保安措置運用ガイドでは、「VI. 施設管理」において、以下が記載されている。

1. 施設管理における各種活動

(略)

施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。

4. 施設管理の実施に関する計画

施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。

ア. 計画の始期及び期間 (略)

イ. 設計及び工事の計画及び実施 (略)

ウ. 巡視の計画及び実施 (略)

エ. 点検等の計画及び実施 (略)

オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 (略)

カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法 (略)

キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置 (略)

ク. 施設管理に関する記録 (略)

再処理施設保安規定 変更申請版 (R2.5.11 申請)

(再処理施設の施設管理実施計画)

第 183 条の 2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を策定する。

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

(2) 再処理施設の設計及び工事に関すること。

(3) 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

(4) 再処理施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む（廃止措置計画の認可を受けたものを除く。））に関すること。

(5) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

(6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。

(8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。

2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する項について、設備・機器単位で整理した表）及び検査要否整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の条項単位で整理した表）を策定する。

(1) 再処理施設の工事の方法及び時期

(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期

3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。

4 センター長及び管理支援部門各部長は、第 1 項に定める計画、第 2 項に定める整理表及び第 3 項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。

5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。

6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。